

監査報告書

令和元年 5 月 20 日

公益財団法人
大阪市中小企業勤労者福祉サービスセンター
理事長 武智 虎義 殿

監事

池田 伸一



監事

中エ 祐次郎



私たち監事は、公益財団法人大阪市中小企業勤労者福祉サービスセンター(以下、「当財団」という)の平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの平成 30 年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 9 9 条第 1 項(同法第 1 9 7 条において第 9 9 条第 1 項準用)の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について監査いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録について監査いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益(正味財産増減)の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上